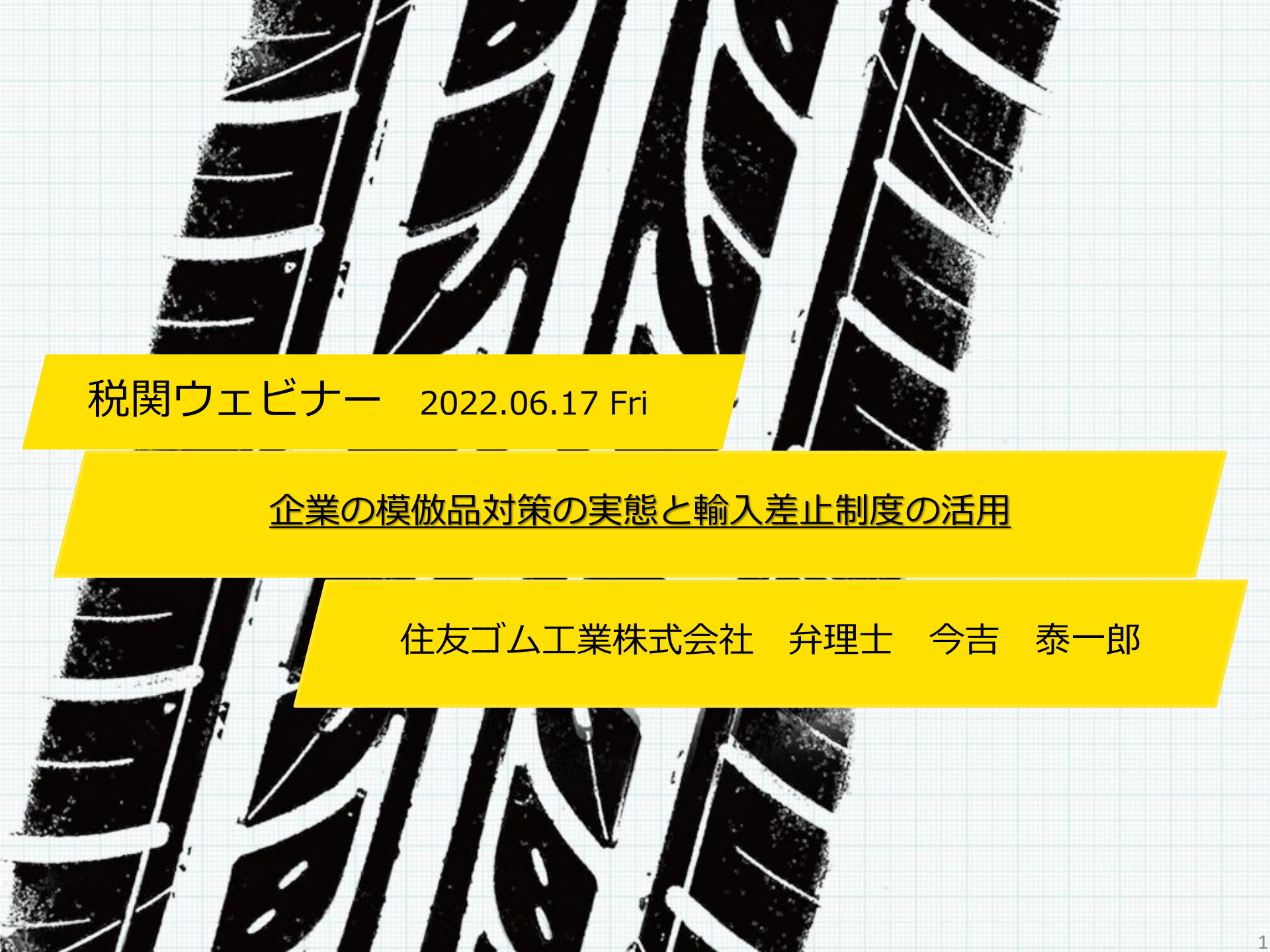

税関ウェビナー　2022.06.17 Fri

企業の模倣品対策の実態と輸入差止制度の活用

住友ゴム工業株式会社　弁理士　今吉　泰一郎

業界紹介・企業紹介

Q．タイヤの接地面積はどのくらい？

2020年タイヤ世界売上げランキング

順位	2020年		売上高
1位	ミシュラン	仏	22,935
2位	ブリヂストン	日本	20,750
3位	グッドイヤー	米	11,440
4位	コンチネンタル	独	9,908
5位	住友ゴム	日本	6,369
6位	ハンコック	韓国	5,305
7位	ピレリ	伊	4,889
8位	横浜ゴム	日本	4,349
9位	杭州中策ゴム	中国	3,896
10位	マキシス	台湾	3,789
11位	トーヨータイヤ	日本	2,870

＊売上高は百万USドル

＊Automotive Tires News

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

弊社概要

社　名　　：住友ゴム工業株式会社

所 在 地　　：【本社】兵庫県神戸市中央区脇浜町3-6-9

【東京本社】東京都江東区豊洲3-3-3

連結従業員数 ：40,005名

〈2021年末〉

本社

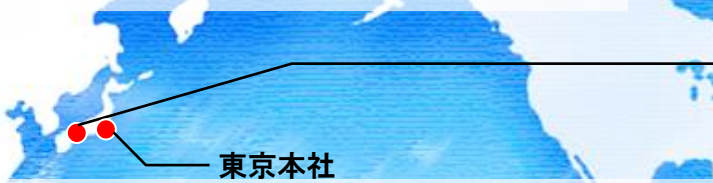

■売上収益: 事業セグメント別

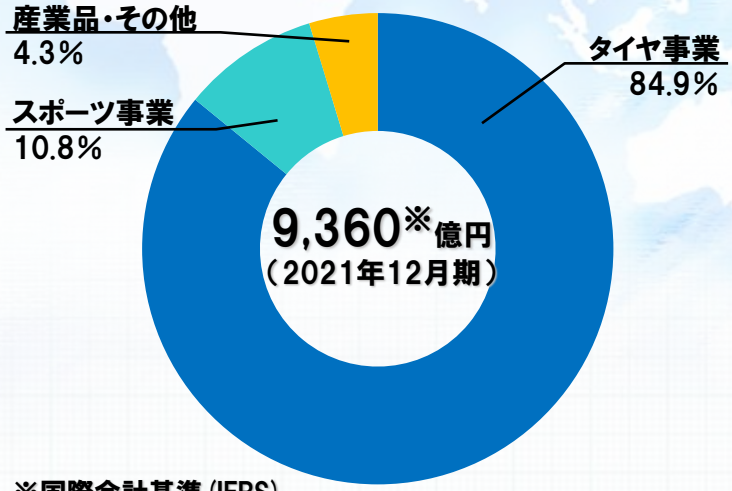

■売上収益: 地域別

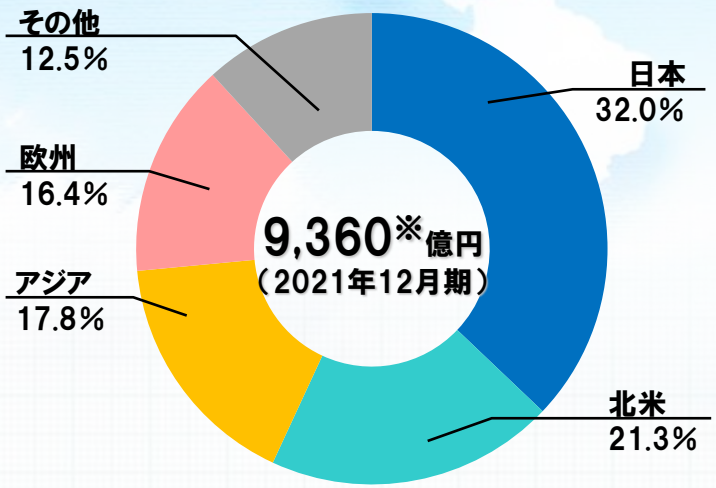

※国際会計基準（IFRS）

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

タイヤ事業

DUNLOP

FALKEN

スポーツ事業

XXIO

SRIXON

Cleveland GOLF

産業品事業

Hibrid-Turf
The Latest Artificial Turf that Feels Even More Like the Real Thing

Gripcoat

Vibration Control by GRAST

MIRAIE

住友ゴム工業 株式会社

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

神戸本社

タイヤテクニカルセンター

名寄タイヤテストコース

旭川タイヤテストコース

岡山タイヤテストコース

東京本社

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

市島工場（兵庫県氷上郡）
操業開始　:1996年(平成8年)
生産品目　:ゴルフボール

加古川工場（兵庫県加古川市）
操業開始　:1972年(昭和47年)
生産品目　:産業品

宮崎工場（宮崎県都城市）
操業開始　:1976年(昭和51年)
生産品目　:乗用車･ﾄﾗｯｸ･ﾊﾞｽ用ﾀｲﾔ
生産能力　:9,350 ﾄﾝ／月

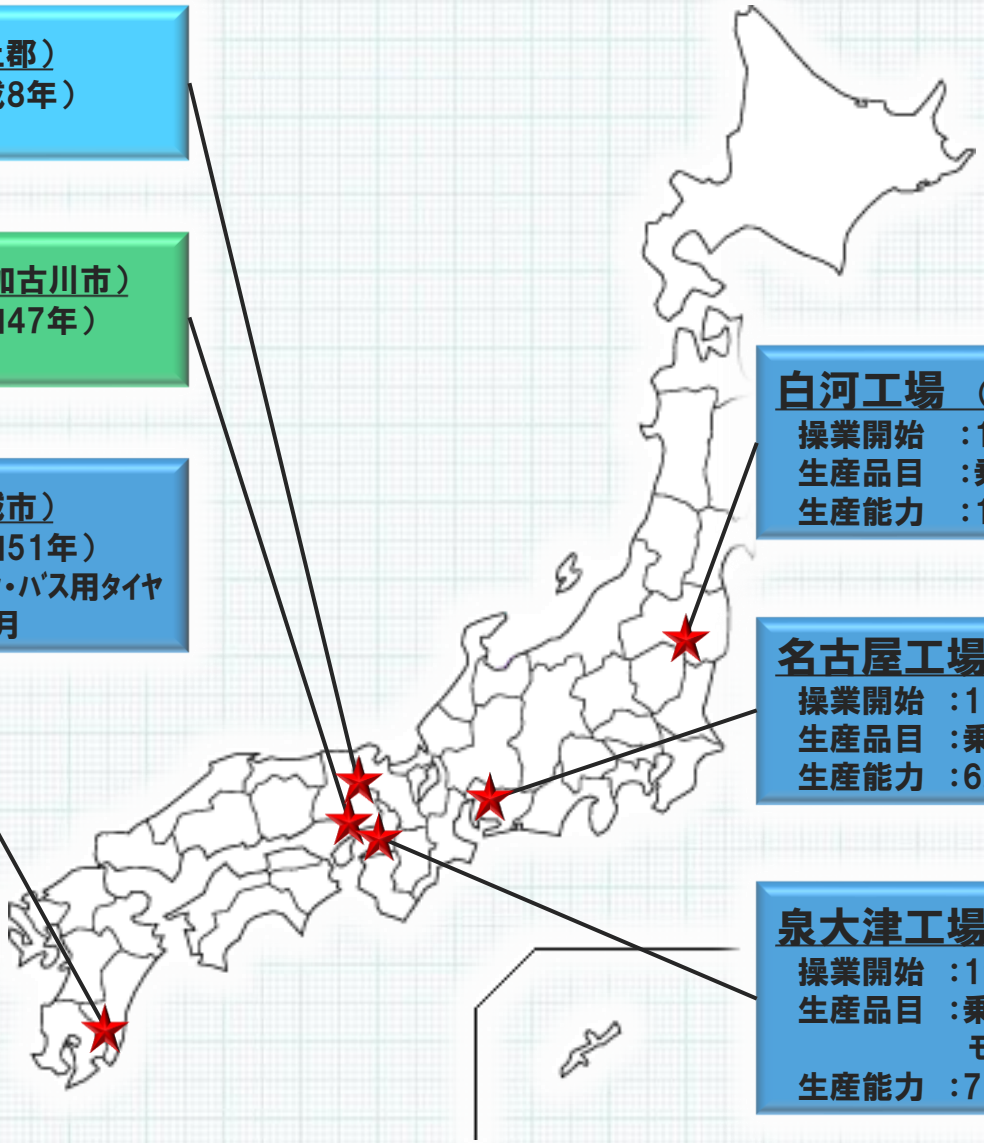

白河工場（福島県白河市）
操業開始　:1974年(昭和49年)
生産品目　:乗用車･ﾄﾗｯｸ.ﾊﾞｽ用ﾀｲﾔ
生産能力　:10,350 ﾄﾝ/月

名古屋工場（愛知県豊田市）
操業開始　:1961年(昭和36年)
生産品目　:乗用車･ﾓｰﾀｰｻｲｸﾙ用ﾀｲﾔ
生産能力　:6,150 ﾄﾝ/月

泉大津工場（大阪府泉大津市）
操業開始　:1944年(昭和19年)
生産品目　:乗用車･ﾊﾞｷﾞｰ･農業用
　　ﾓｰﾀｻｲｸﾙ･産業用ﾀｲﾔ
生産能力　:750 ﾄﾝ／月

タイヤ製造工場
産業品製造工場
スポーツ用品製造工場

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

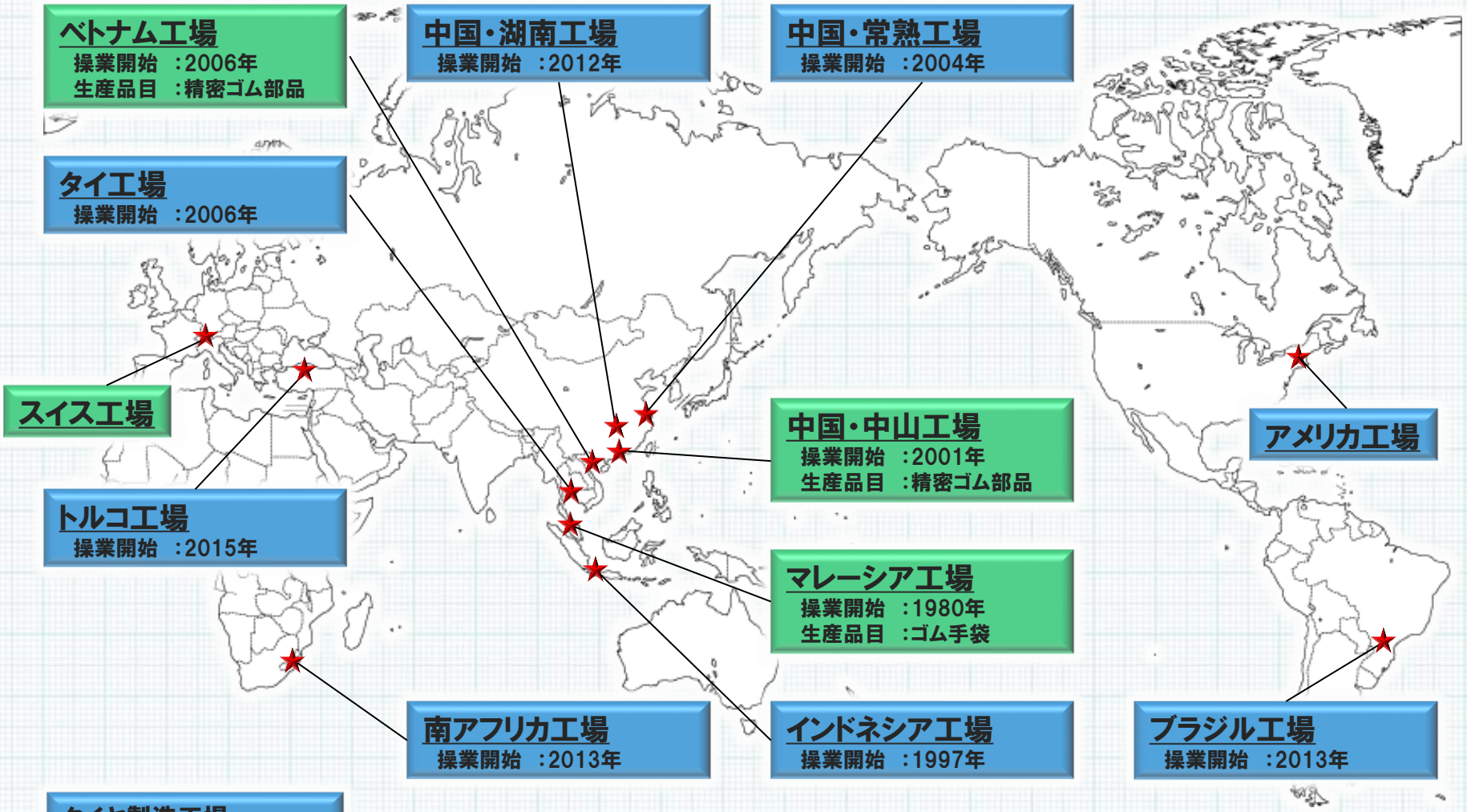

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

知財活動

知財活動

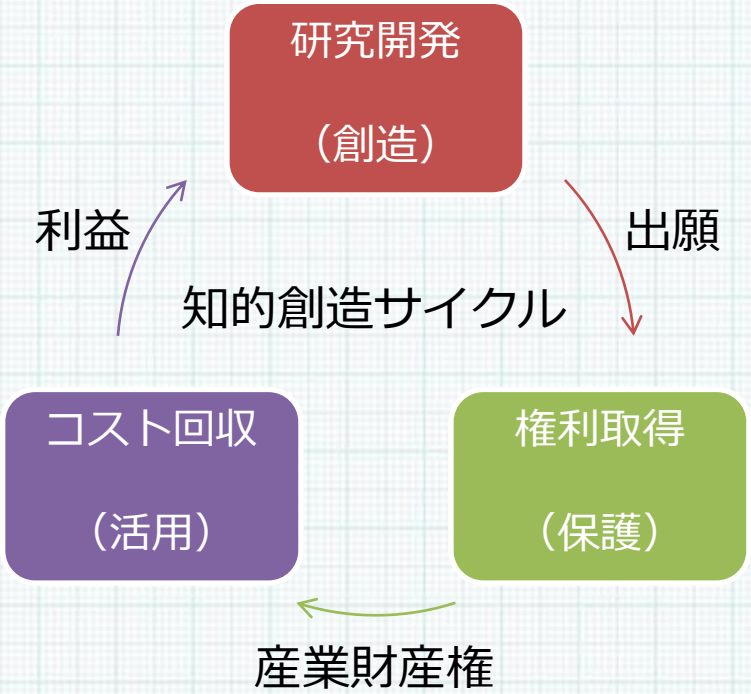

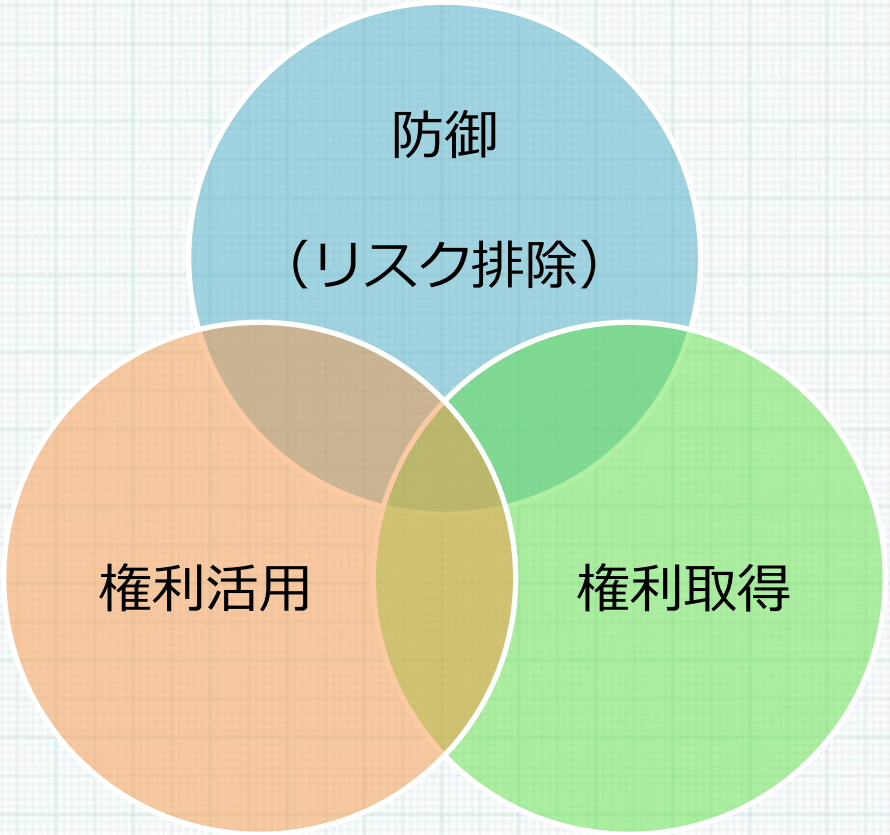

知的財産戦略
基本方針

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

防御

（リスク排除）

権利活用

権利取得

特許権

意匠権

商標権

税関水際取締

その他行政摘発

特許権（技術）

構造・トレッドパターン
素材・配合
製造方法・装置
試験方法・評価方法

意匠権（デザイン）

トレッドパターン
クラブヘッド

商標権（ブランド）

DUNLOP

FALKEN

XXIO

SRIXON

ENASAVE

エナセーブ
PREMIUM

模倣の実態

模倣の実態

模倣品の放置＝負の宣伝広告

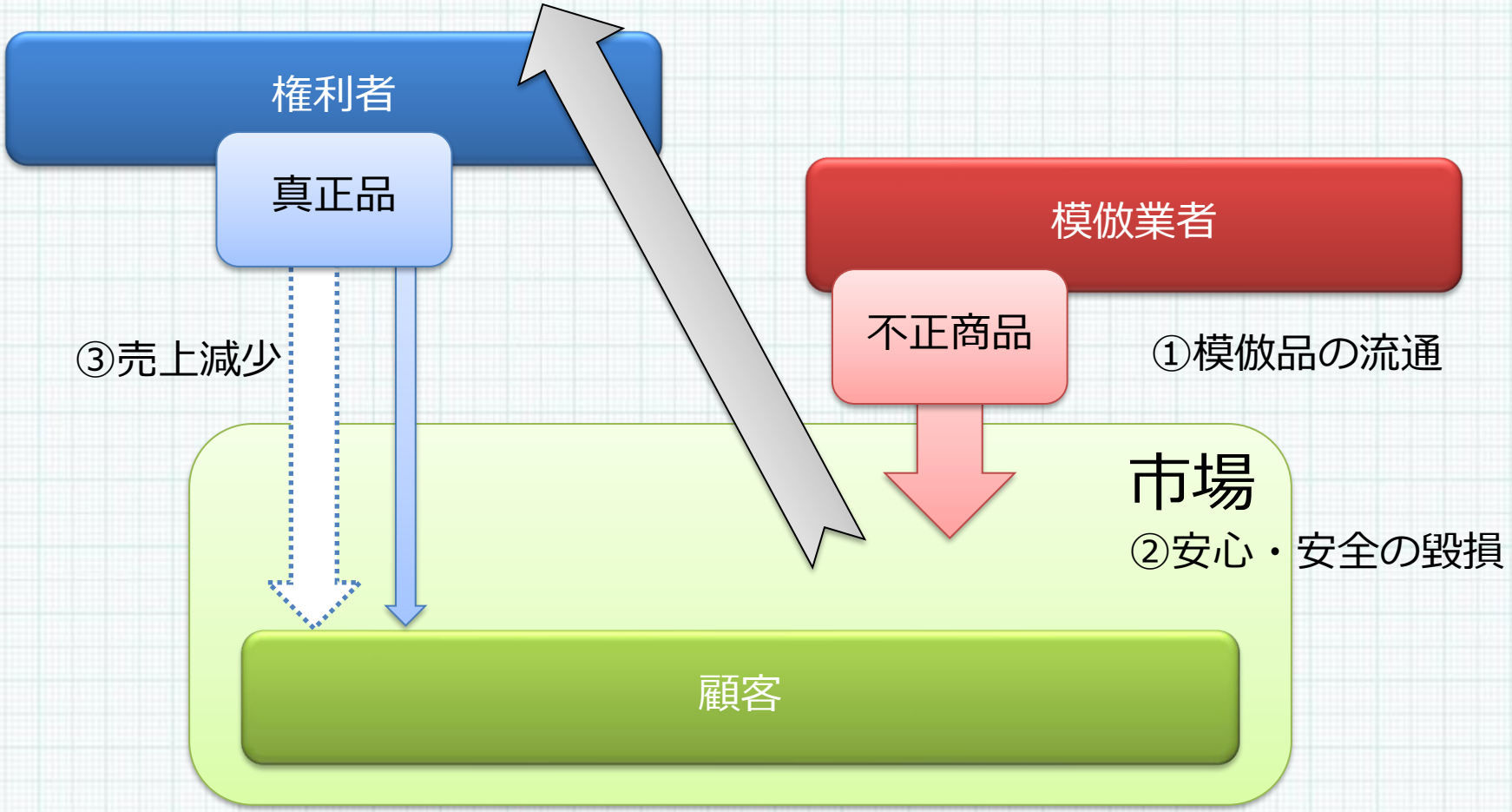

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

模倣の実態

デザインを模倣　　ブランドを模倣　　デザインとブランドを模倣

	デザイン模倣　＜外観＞		ブランド偽装　＜表示・標識＞		デッドコピー　＜全て＞	
	正規品	模倣品	正規品（上）	模倣品（下）	正規品	模倣品
タイヤ	D＞ SP9000	WANLI S−1088			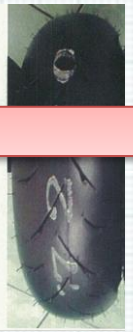	
クラブ			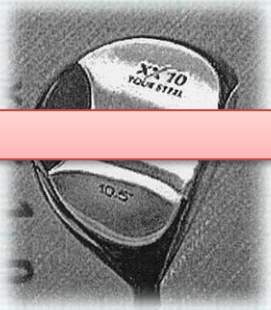		真正	偽物品

デザインを模倣

	デザイン模倣 ＜外観＞	
	正規品	模倣品
タイヤ		
	D＞ SP9000	WANLI S－1088

デザイン模倣にも変化がみられる
→全体模倣から部分模倣へ

【法的観点】
中国に部分意匠制度がなかった（2021年5月まで）ことを奇貨とする部分模倣

【技術的観点】
技術的な作用効果を期待したパターン一部の模倣

→パターン特許での権利行使が重要に

技術模倣

D> MX3S

全体意匠は非類似

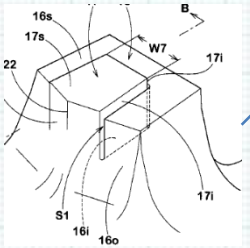

新規なブロック形状
（複数の国で特許登録）

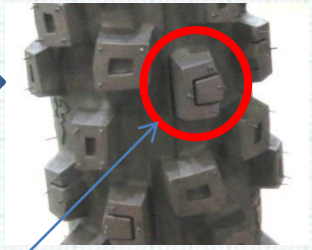

TIMSUN TS631

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

実務上のメリット

実務上のメリット

①簡易・迅速性	• 審理主体 • 審理方法 • 審理期間
②対物的な行政処分	• 専門性 • 申立手続/認定手続 • 差止申立において輸入者特定不要
③低廉	• 代理人費用・侵害疎明資料（鑑定書）費用 • 認定手続の貨物点検 • 意見書提出費用

◆水際取締の特徴点を踏まえて利用するかどうか検討すべき
◆特徴を活かすためにどのような申し立てをするか検討すべき
-侵害疎明資料
-真偽識別ポイント
-真正品情報

◆輸入差止申立受理の効果
①利害関係人の参加
②税関HPにおける公表
③認定手続での取り扱い

模倣業者Networkの情報共有
↓
輸入はなくなる

輸入差止申立

認定手続

◆認定手続による効果
①簡易性・迅速性
②対物的な行政処分
③低廉

小口輸入にも対応
主体の特定が不要
流通経路の特定不要
モノが廃棄処分される

◆輸入差止申立書
◆添付書類
-侵害疎明資料
-真偽識別ポイント

・裁判所の確定判決・仮処分決定書
・特許庁の判定書
・弁護士/弁理士の作成した鑑定書
→侵害事実の疎明の心証形成に必要な・有効な資料は？

輸入差止申

・相違点ごとに対比して説明する

・真正品情報
-正確な流通経路（時々刻々変化するが）

・画像情報の要求
・輸入者意見・証拠への反論
・認定手続開始通知書の翌日から
1か月が認定手続き期間の目安

◆意見書・証拠（3 or 10執務日以内）
◆疑義貨物の点検
◆見本検査

・疑義貨物点検申請書

認定手続

・見本検査承認申請書
・供託命令
→供託または支払保証委託契約
・必要な費用（見本の運搬・保管・検査）
・見本の返還または処分

・輸入差止申立の内容変更
→侵害品例の追加

実務上のメリット

認定手続開始通知書 → 意見書 → 処理結果通知書

認定手続開始通知書（権利者用）

（権利者）殿

輸入申告貨物に対する税関検査の際、関税法69条の11第１項第９号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第６９条の１２第１項のきていにより、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」）を執ることを通知します。

記

1.疑義貨物	ゴルフクラブ（XXIO）
2.輸入者	***
3.仕出人	***
4.生産者	不明
5.知的財産の内容	商標権（*****号）
6.認定手続きを執る理由	商標権を侵害しているおそれ
7.輸入差止申立	~~有~~　・　無
8.証拠提出・意見陳述期限	令和**年**月**日

申立【無】

申立【有】
→点検・見本検査可

10執務日

画像要求可

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

認定手続開始通知書 → 意見書 → 処理結果通知書

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）

（名宛人）殿

貴殿宛到着した国際郵便物は、関税法69条の11に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」）を執ることを通知します。**本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を提出してください。**なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税関により**没収・廃棄されることがあります。**

記

1.疑義貨物	ゴルフクラブ（XXIO）
2.輸入者	***
3.仕出人	***
4.生産者	不明

⋮

認定手続開始通知書 → 意見書 → 処理結果通知書

○○税関長殿

意見書

令和**年**月**日付認定手続開始書 開始通知第***-****号にて通知のあった疑義貨物について鑑定を行った結果を、下記の通り権利者意見として提出します。

記

1.鑑定物件　ゴルフクラブ（XXIO）
2.当該疑義貨物は当社が製造・販売等する真正品ではない。
3.当該疑義貨物には商標登録第*****と同一または類似の商標が付されており、かつ、当該商標登録の指定商品に属する。
4.当該疑義貨物は、当社から何等の許可を受けることなく登録商標を使用している。
5.以上から、当該疑義貨物は、当社の商標権を侵害する。

認定手続開始通知書 → 意見書 → 処理結果通知書

（原則）
侵害 or 非侵害の認定
↑
（例外）
「認定手続取りやめ」

・廃棄または滅却
・積戻し
・任意放棄

認定通知書（権利者用）

（権利者）殿

令和**年**月**日付開始通知第***-****号に係る貨物については、下記のとおり認定したので通知します。

記

1. 認定結果　関税法69条の11に掲げる物品に該当する
2. 理　　由　商標権を侵害する物品と認められる

認定手続開始通知書 → 意見書 → 処理結果通知書

輸入者による「任意放棄書」
（自発的処理）
↓
認定手続取りやめ

処理結果通知書

（権利者）殿

令和**年**月**日付開始通知第***-****号に係る貨物については、下記のとおり処理されましたので通知します。

記

輸入者による処理の内容　　任意放棄書の提出

認定手続開始通知書

認定通知書

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）

（権利者）殿

輸入申告貨物に対する税関検査の際、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法69条の11第１項第９号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第６９条の１２第１項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」）を執ることを通知します。

記

1.疑義貨物	ゴルフクラブ（XXIO)
2.輸入者	***
3.仕出人	***
4.生産者	***
5.知的財産の内容	住友ゴム工業株式会社が有する 商標権（*****号)
6.認定手続きを執る理由	上記疑義貨物は、登録表彰と同一又は類似の標章が付されており、真正品の仕様と異なる点があると認められるため。

認定手続開始通知書　　認定通知書

認定通知書（権利者用）

（権利者）殿

令和**年**月**日付開始通知簡第***-****号に係る貨物については、
下記のとおり認定したので通知します。

記

1.　認定結果　関税法69条の11第１項第９号に掲げる物品に該当する
2.　理　　由　当該貨物は、権利者の有する商標権に係る指定商品又は
これに類似する商品に、登録商標又はこれに類似する商標
を付したものであり、権利者の許諾なく使用したもので
あることから、商標権を侵害する物品と認められる。

真偽識別ポイントの事例

真偽識別ポイントの事例

輸入差止申立の内容変更届

○○税関長殿

令和**年**月**日付で行った輸入差止申立書について、下記の通り、記載内容の変更を申し出ます。

記

提出済み「真偽の識別ポイント」の全面差し替え

◆こまめな差し替えが有効

◆真偽判定に有効な手順などがあれば記載する

-簡易（対策ラベル）
↓
-大きな相違
-道具不要
↓
-細かな相違
-道具必要

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

真偽識別ポイントの事例

JGGA 推奨 模倣品対策ラベルのご案内

メーカーが保証する純正品が安全なゴルフを支えます

近年、品質面や安全性の裏付けがない模倣品クラブの流通被害が広がっており、ゴルフの安全性が脅かされています。メーカーの純正品であることを明示するため、当協会は模倣品対策ラベルの使用をクラブメーカーに推奨し、業界全体での模倣品クラブ撲滅に取り組んでいます。

3つの検証機能で、真偽判定が容易にできます。

1 カラーシフト機能
見る角度により色が変化します

2 画像反転機能
卓上で回転させるとネガポジが反転します。

3 フィルター検証機能
専用フィルタで潜像が出現します。

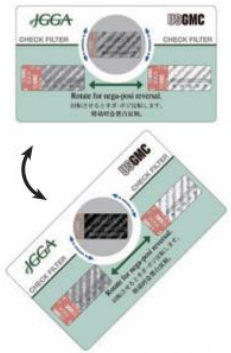

注）現状における個々の運用の仕方（推奨ラベルの貼付の有無、貼付するクラブカテゴリー、貼付位置等）については各メーカーにお問い合わせください。また、模倣品対策については既に独自の対策を実施されているメーカーもあり、JGGA推奨の模倣品対策と共に業界全体の模倣品クラブ対策に繋がることを期待しています。

- ◆業界全体でのアプローチ
  - ◇JGGA（日本ゴルフ用品協会）
- ◆模倣品対策ラベルの導入
  - ◇カラーシフト機能
  - ◇画像反転機能
  - ◇フィルター検証機能
- ◆日本国内での発見はないが、中国市場で発見されている。
  - ◇ラベルも精巧で肉眼での判定は困難

2014 年 9 月 24 日
一般社団法人　日本ゴルフ用品協会

JGGA 推奨「模倣品対策ラベル」の偽物発見（中国市場）のお知らせ

一般社団法人　日本ゴルフ用品協会（東京都、会長：馬場 宏之、以下 JGGA）は近年増加している模倣品クラブ対策の一環として、協会推奨の模倣品対策ラベル及び真贋判定用の専用フィルターを 2011 年に作成し、業界全体での模倣品クラブ撲滅に向けた取り組みを進めてきました。

しかし、最近になって中国市場において、模倣品クラブに偽物の模倣品対策ラベルが貼付されているとの情報を得ました。これらの偽物のラベルを入手し正規品との違いを検証した結果、偽物のラベルは精巧に出来ており細かな違いはあるものの、目視では判断できないレベルです。しかし、フィルター検証機能は再現されておらず、専用フィルターで確実に判別が可能であることが解りました。

正規の模倣品対策ラベルには３つの検証機能（カラーシフト機能、画像反転機能、フィルター検証機能）がありますが、専用フィルター検証機能での判別が可能です。現状は日本国内での発見は報告されていませんが、疑わしい場合は専用フィルターでの判別を実施することをお奨めいたします。

1. カラーシフト機能	2. 画像反転機能	3. フィルター検証機能
⇒ 見る角度により色が変化します 正面からみると赤 斜めから見ると緑	⇒ 回転させるとネガポジが反転します 光の方向に反応して反転します	⇒ 専用フィルターで潜像が出現します 更にフィルター回転させるとパターンが白黒反転します。
偽物ラベル　あり	偽物ラベル　あり	偽物ラベル　なし

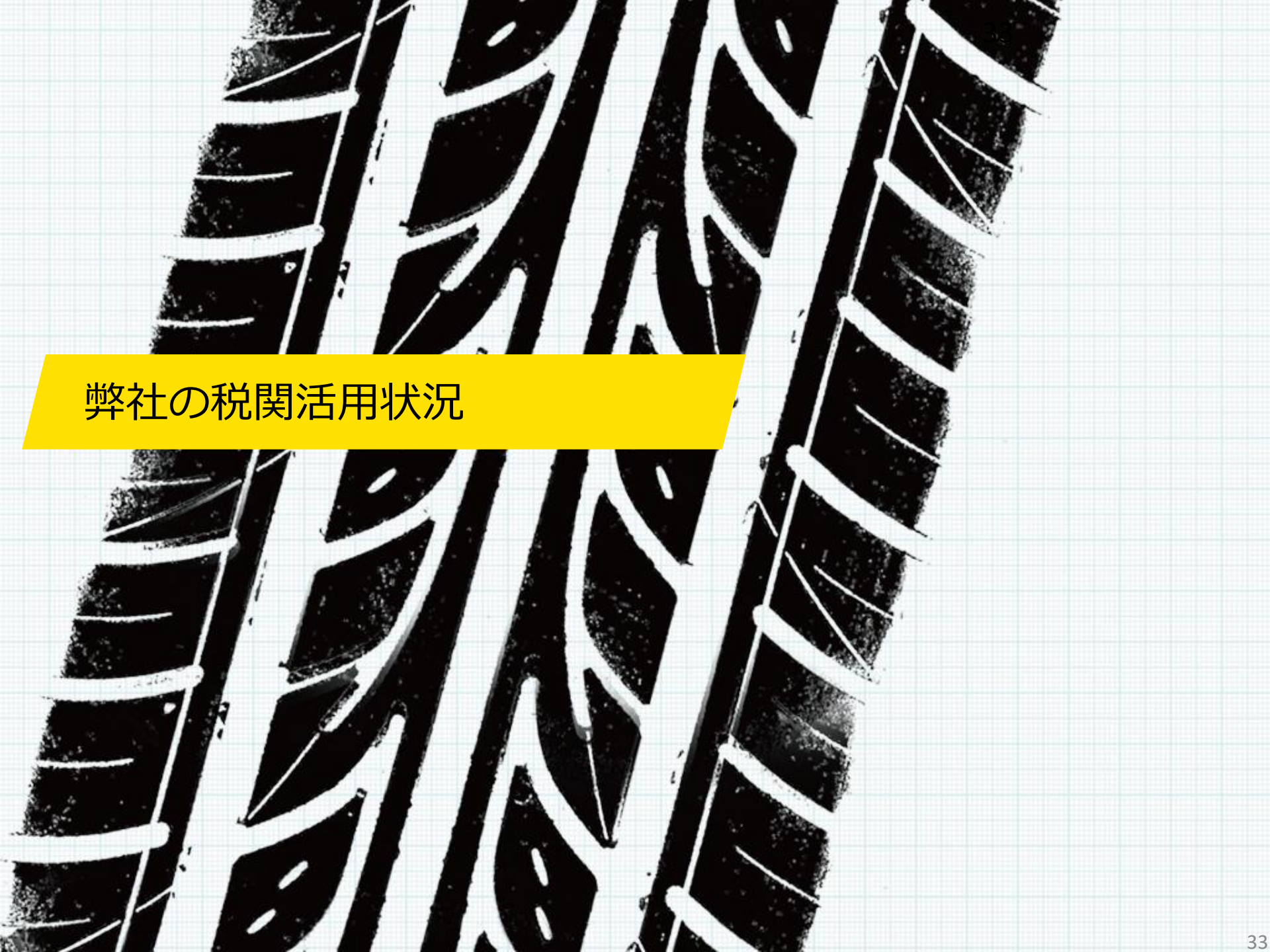

弊社の税関活用状況

模倣品情報の検知

模倣品の発見・調査

1. 社内通報 / 社外通報

- 開発・営業
- 現地子会社・現地販売会社
- （特にゴルフクラブ）販売店、一般ユーザーからの通報、警察からの鑑定依頼

2. Internet

- オークションサイト（ヤフオク、メルカリ、ラクマ等）
- Taobao.com、Alibaba.com

3. 見本市調査（特にタイヤ）

- CITEXPO

4. 調査会社

1. 社内通報 / 社外通報

近年、オークションサイトやフリマアプリ等で模倣品が取引されている。

- 一般ユーザーが知らずにオークションサイトやフリマアプリ等にて購入
  →破損したということで、弊社に修理依頼
- 一般ユーザーが知らずにオークションサイトやフリマアプリ等にて購入
  →模倣品と疑い、警察に通報。
  →警察が弊社へ鑑定を依頼

模倣品発見

2. Internet

<日本>
-ヤフオク、メルカリ、ラクマ等を定期的にチェック
　-写真より真贋判定
　-模倣品であると判断した場合、サイトに出品削除要請

3. 見本市調査（特にタイヤ）

The 18th Shanghai International TIRE EXPO 2022

CITEXPO
(China International Tire Expo)
　アジア太平洋地域最大のタイヤ見本市

※2020年、2021年は不明

-インターネットで探せない模倣品の調査（海外子会社と同行）
-展示会は規模の小さい中国企業と外国企業を結び付ける場になっている
-展示品でしか確認できないタイヤも存在している
-一度に多くの商品にアクセスできるうえ、 情報入手上のメリットがある
　　-工場コードを確認でき、生産者の特定が可能
　　-展示者に質問でき、販売時期・出荷先などの情報入手が可能

CITEXPO来場者推移

住友ゴム工業株式会社
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

ご清聴ありがとうございました。